

第2回 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会議事概要

1 日時

平成25年5月24日 10時～12時

2 場所

砂防会館 3階 六甲

3 出席者

部会長	室崎 益輝	ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長
委員	荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
委員	石崎 和志	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長
委員	上田 孝志	札幌市消防局予防部長
委員	榎 一郎（代理）	朝香 英之） 千葉県消防局予防部長
委員	勝又 浜子	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長
委員	河村 真紀子	主婦連合会事務局次長
委員	佐々木 勝則	公益社団法人日本認知症グループホーム協会常務理事
委員	佐々木 美香子	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長
委員	次郎丸 誠男	危険物保安技術協会特別顧問（元消防研究所所長）
委員	野村 勲	元国際医療福祉大学大学院教授
委員	伯川 秀人	長崎市消防局予防課長
委員	山田 常圭	消防庁消防研究センター上席研究官

事務局 消防庁予防課

4 配付資料

資料2-1 「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」委員名簿
資料2-2 第1回認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会議事概要
資料2-3 長崎市グループホームベルハウス東山手建物火災について
資料2-4(1)-1 実態調査結果（厚生労働省）
資料2-4(1)-2 対応方針案（厚生労働省）
資料2-4(2) 実態調査結果（国土交通省）

資料2-5 火災被害拡大に係る課題について

<参考資料>

- 1 訓練に係る消防法令抜粋
- 2 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて(通知)
(H1. 3. 31 消防予第36号)
- 3 「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保」について(情報提供)
(H21. 10. 27 全国消防長会事務連絡)
- 4 火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について(通知)(抜粋)
(H8. 8. 19 消防予第164号)
- 5 東京消防庁における有人直接通報について
- 6 建築基準法施行令(抄)(S25. 11. 16政令第338号)
- 7 「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について
(H25. 3. 26 消防予第119号)
- 8 スプリンクラー設備設置について
- 9 スプリンクラー設備の技術的基準等概要
- 10 介護サービス情報の公表制度とは

5 議事概要

(1) 前回議事概要の確認

前回議事概要の説明を行ったところ、特に意見等はなかった。修正等があれば、5月31日までに事務局に連絡することとされた。

(2) 火災についての追加報告

長崎市消防局の調査内容について、追加報告を行った。(資料2-3)

特に委員からの意見等はなかった。

(3) 実態調査の結果について

厚生労働省老健局及び国土交通省住宅局から認知症高齢者グループホームに係る調査結果について報告を行った。(資料2-4)

(4) 火災被害拡大に係る課題について(資料2-5)

【火災時の人的対応について】

(委員)

今回のような施設では、火災を発見したら、いかに早く避難させるかということが必要。しかし、特に夜間などは従業員が少ない。やはり初期消火をしないと、避難させるのは難しいのではないかなと思う。

(委員)

今回の火災でも前の学校の先生が助けたりしている。地域の人たちの応援体制というのは重要なポイントになっているように思う。

(委員)

東京消防庁では、自動火災報知設備と火災通報装置の連動について、一定の基準を満たした施設について認めている。

平成23年度中は、これらの施設からの火災信号が724件、火災が11件、誤報が713件となっている。火災の11件は全て自動火災報知設備の感知器が作動したものである。

⇒ (委員) 今の件数の中に、6項のロとかハというものは色分けされているのか。分析は可能か。

⇒ (委員) 福祉系か障害者系かといったことだと思しますので、数日かかるとは思いますが、少し分析をして、事務局を通して回答したい。

⇒ (委員) これだけ非火災報があることについてはどうか。

⇒ (委員) 通報のパターンにより出場部隊数を抑えたり、非火災であっても転戦出場したりで対応している。決して消防力を割いているということにはならないと考えている。

⇒ (委員) 札幌市も東京消防庁と同様の条件で認めているが、現在のところ非火災報が多くて困るという状況にはない。

⇒ (委員) 早く簡単にワンタッチで通報して、すぐ消防隊が出てこられるというのは重要な気がしている。システムの開発、消防本部の受け入れ問題等を改良していただきたい。

【被害の拡大要因について】

(委員)

新築の建築物で開設をする場合と既存建築物を利用して開設する場合、また、既存建築物を使うときに、既存不適格建築物の場合や維持管理上の問題等があるので、いろいろな場面を想定して考えるべき。

(委員)

火災が起きたときの訓練について、どういった訓練をされているのか。今問題となっているのは夜間に従業員が1人の場合であり、この場合はどうするのか。

⇒（委員）全国全部知っているわけではないが、消防の立ち会いの下、少なくとも 1 年 1 回は夜間の火災を想定した訓練を行う。

現場としてはできるだけ実効性のあるものにしていかなければいけないと考えている。

⇒（委員）各事業所が実施する訓練について、消防庁がつくられた訓練マニュアルなり、評価法なり、こういうのでいいのかどうか、もう一度チェックを入れたほうがよいのではないかと。

また、民間のグループホームで率先的にいい訓練をされているので、そういう事例も集められたほうがいいのかも。

【より高い安全性の確保に向けた論点整理】

（委員）275 平米未満の認知症グループホームについて、札幌市の場合 83% がスプリンクラーを設置している。自主設置ですと、そこら辺が限界ではないかと感じています。

（委員）助けるのに時間を稼ぐため、できるだけ早く消火をする。それがスプリンクラーだけなのかということ、もう一度検討していただきたい。

また、火災を起こさない、火災に発展させないという意味では、防災というのは有効だが、布団の場合はアレルギーとかをおこす素材もあり、よく考えないといけない。

（委員）施設の特徴から言うとスプリンクラーはきわめて重要な意味を持つ。しかし、スプリンクラーだけでなく、防火区画、早く通報、少しそういうところを総合的に見ないといけない。

（委員）9 名を 1 人の従業員で安全に避難させるのは無理。従業員の人員を増やすことがハードルが高いのであれば、ハードはより効果の高いものにしていく必要がある。

（委員）スプリンクラーについて、義務化するかどうか。厚生労働省の資料であるように自主設置が進まない一番の背景は、やはり義務化をされていないことであると考えている。

⇒（委員）今回の検討部会の中で、かなり重要な部分である。義務化したほうがいいのかどうか。

⇒（委員）十分な環境を整備した上で義務化をするべきだと考えている。

⇒（委員）亡くなる方がいてはいけないという価値観に立てば、面積を問わず、平屋建てかどうかという問題ではなくなってくると考える。

また、経費について、設置費用だけではなく、スプリンクラーを設置することにより水道の基本料金が違ってきたりといった関係もある。

⇒（委員）

現場の管理者としては必要性を感じているが、法人の代表と話したときという部分も出てきているので必置、必置でないというのは問題にあると思う。

（事務局）

スプリンクラー義務化の議論をいただいているが、耐火構造、区画が 100 平米未満等の一定の

要件をかませた上で設置免除できるといった部分についてはどうか。

⇒（委員）特定の防火区画をした場合の適用除外について、実際問題として、防火区画の中で火災が起きたときに、居室間の遮煙性能が非常に低い状態が生じている可能性がある。そのあたりは少し慎重に扱ったほうがいいかと思う。

⇒（委員）前回（長崎大村時）は、条件次第で設置しないことができるというのをつくった。しかし、実態からして可能なものと、なかなか難しいものを区別しながら、でもスプリンクラーをつけなくてもいい方法があれば、それはそれとして認めないといけないかもしれない。

以上